## 保全活用にあたり留意すべき事項、具体的方策等について

## 1 全般

里山学びと交流の森づくりにあたっての保全管理の考え方

- ・生物多様性を確保する。
- ・里山を保全する。
- ・持続可能な利用を行う。



保全に留意すべき対象、その保全方策

・希少種対策

等

自然環境の保全に留意すべき事項、方策等

- ・規制等に関すること
- ・調査に関すること
- ・保全管理方法に関すること

等

## 2 ゾーン

「里山学びと交流の森づくりの取組」(平成15年11月公表)

	7 深つくりの取組」(平成1	Ι ,		7 \
ゾーン名	区域	活用展開	長期的な保全管理方針	] /
施設ゾーン	拠点施設・ゲート施設 一帯	自然学習・環境教育 情報提供・県民交流	・里山学びと交流の森の拠点施設の活用拡充 ・ゲート施設の展示林等の整備 ・古窯展示保存施設の運営拡充	
ふれあいの里 ゾーン	集落・農地を中心とし た区域	里山保全のあり方探求 県民の参加交流のあり方	農地の維持管理活用方針 ・現状の維持保全を基本とする。 ・県民参加による農作業実施により管理活用を図る。 ・水路整備、畦整備、休耕田の耕作地化など必要な農地等の基盤維持整備を実施する。	
生態系保護 ゾーン	屋戸川・寺山川流域 及びその北部の区域	自然環境の保全 生物多様性の保全	生態系保護のための管理方針 ・現状の維持保全を基本とする。 ・希少動植物の生息・生育環境を保護するため、必要な整備を行う。 ・湿地は現在の状態を維持保全するため、経過を観察・調査しながら必要があれば手を入れる。	
恵みの森 ゾーン	北側一帯の広葉樹林 を主体とした区域	雑木林の保全技術の確立 雑木林への理解醸成	広葉樹林、針広混交林の整備方針 ・自然遷移に委ねるエリア ・人が手入れをするエリア ・活動フィールドでは、県民参加の協議により整備方針を決定し、施業を実施する。 その経過を観察・調査しながら、次の段階の施業方法を検証していく。	
循環の森 ゾーン	人工林を中心とした 区域	人工林の育成と活用 林業に対する理解醸成	人工林の施業体系 ・スギ、ヒノキ大径木育成・保存エリア ・資源循環利用エリア ・複層林施業エリア	
野鳥・古窯の森 ゾーン	吉田川流域の広葉樹 林を主体とした区域	野鳥の保護・環境学習 歴史文化学習	・現状の維持保全を基本とする。 ・ゲート施設から海上の森に至る歩道整備 ・野鳥の生息環境を維持するため、必要な森林管理を行う。	

なお、県民参加で進める森林の手入れや里の保全活動については、常に結果を確認し、県やアドバイス機関などと協議しながら次の活動方向を定めていくものとする。

